

パブリックコメント手続 実施結果
「茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例の一部改正（素案）の考え方」

1 募集期間 令和8年7月22日（水）～令和8年8月20日（木）

2 意見の件数・意見提出者数 6件・ 4人

3 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	人	1人	人	人	2人	人	1人	人

4 内容別の意見件数

	項 目	件 数
1	茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例の一部改正（素案）の考え方全体に関する意見、要望	5件
2	その他意見（匿名の意見等、提出要件を満たしていないもの）	1件
合計		6件

5 意見への対応区分 ※「パブリックコメント手続に関する意見、要望」、「その他意見」として整理したものを除く。

対応区分	説 明	件 数
反映	意見を受けて計画(素案)等の一部修正を加えたもの	0件
対応済み	すでに計画(素案)等に記載されているもの又はすでに対応しているもの	1件
参考	計画(素案)等への反映は困難であるが、今後、取組を推進する上で参考とするもの	4件
合計		5件

6 条例、計画等の公表日（予定） 令和9年1月（予定）

茅ヶ崎市くらし安心部市民相談課市民相談担当

0467-81-7129（直通）

e-mail:shiminsoudan@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例の一部改正（素案）の考え方全体に関する意見、要望（４件）

(意見１) (対応区分：参考)

こうした検討があることを LINE のお知らせが来て初めて知りました。

ぜひ二次被害をなくしたいです。

市民だけでなく会社（事業者）にも配慮をお願いできるよう、皆で努めたいです。

犯罪被害者を傷つけないよう配慮したいです。

なかなか当事者にならないと考える機会がないテーマをじっくり考える機会をいただき、また、意見を寄せさせていただき、ありがとうございました。

(市の考え方)

LINE をきっかけに関心をお寄せいただき、ありがとうございます。

犯罪被害者の二次被害防止や支援には、市民の皆様だけでなく、事業者を含めた地域社会全体でのご理解と配慮が不可欠です。今回の一部改正案において、二次被害に関する定義を加えるほか、事業者に関する定義、責務についての努力義務を加えてまいります。

今後は機会をとらえ、様々な媒体を活用した普及啓発や事業者への周知を進め、二次被害防止に向けた理解促進を図りながら、誰もが支え合えるまちづくりに取り組んでまいります。

(意見２) (対応区分：参考)

素案 p.5「事業者の責務についての努力義務」について、

各事業者における（二次被害防止のための）研修実施やガイドライン策定を盛り込むことは難しいのでしょうか。「十分配慮すること」のみが「努力義務」では、実質的な効力が望めないのではと感じます。

（２）雇用する従業者が犯罪被害者等となった場合の対応についても、本当なら努力義務ではなく、不当な取扱いを禁止するというような形であってほしいと思っております。

今回の改正の方向性はとても良いと思いますが、この改正によってきちんと被害者が守られるよう、実効性のある運用を期待しています。

（市の考え方）

事業者に対する直接的な義務や一律の規制（ガイドラインの策定義務や不当な取扱いの禁止など）の規定を設けることは現時点で困難と考えておりますが、従業員が被害者となった際に安心して暮らし、働き続けられるよう、「十分配慮すること」という努力義務の趣旨を踏まえ、事業者への周知啓発を行ってまいります。

引き続き、関係機関とも連携しながら、被害者が適切に保護される環境づくりに努めてまいります。

（意見３）（対応区分：対応済み）

近年、近隣でも外国人の居住者が多くみられます。その方々に対する配慮も文言の中に入れてほしいです。人種や性別、障害者であることに差別の内容に対応していただきたい。

（市の考え方）

ご相談につきましては、人種、国籍、性別、障がいの有無にかかわらず、すべての方が差別なく尊重されるべきとの前提に立ち、引き続き配慮してまいります。

なお、本条例に基づく見舞金等の実際の支援は、原則として市の住民基本台帳に記録されている方（外国籍の方を含みます）を対象として実施しています。

（意見４）（対応区分：参考）

外国人、障がい者や性別にかかわらず、皆が茅ヶ崎市に暮らす仲間であることを意識し、SNSなどでの情報をむやみに拡散することなく配慮してもらいたい。特に住所、顔写真等の拡散はやめて欲しい。

（市の考え方）

SNSでの住所や顔写真等の無断拡散は、当事者を深く傷つけ二次被害を引き起こす重大な問題であると認識しており、引き続き二次被害防止に向けた啓発に取り組んでまいります。

（意見 5）（対応区分：参考）

当支援条例の一部改正（素案）については、全面（般）的に賛成です。ただ、当パブコメをはじめ等支援条例について多くの市民はどれだけ知っているのでしょうか。啓発（PR）をもっとしていただきたいと思います。

また、福祉対象者全体も含め障害者雇用について無理解や決めつけパワハラがあるとも聞きます。犯罪被害者等（福祉対象者も含む）についてはどうなるのでしょうか。当市はくらし安心部市民相談課として各部署で正しく親切に相談にのっていると思いますか。当条例の啓発（PR）は十二分に実施してください。

（市の考え方）

ご指摘のとおり、制度の周知は重要であると認識しております。これまでも条例制定時をはじめ、毎年 11 月 25 日から 12 月 1 日までの犯罪被害者週間に併せて周知啓発を行ってまいりましたが、今後につきましても、広報紙やホームページに加え、多様な媒体を活用してより一層の周知・PR に努めてまいります。

相談窓口の体制については、ご相談者に寄り添い、親切で適切な対応ができるよう、庁内連携も視野に入れながら、窓口職員の対応力向上に引き続き取り組んでまいります。

■その他意見（1 件）